

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年8月10日から令和3年2月10日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第399号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和2年8月5日から令和3年2月26日まで

- 3 作業地域
上田市、千曲市、北佐久郡立科町、小県郡長和町、小県郡青木村、埴科郡坂城町

建設政策課

長野県告示第400号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間
令和2年8月13日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第401号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

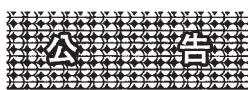
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

| 区域名 | 区域の範囲 | 市町村名 | 大字又は町名 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|------|--|--------|--------|---|--------|------|
| 称名寺上 | 右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱9号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 | 長野市安茂里 | 小市 | | 6152番ロ | 1号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 2号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 3号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 4号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 5号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 6号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 7号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 8号 |
| | | 〃 | 〃 | | 〃 | 9号 |

砂防課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、

次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができません。

令和2年8月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半ホームエイド富士見店

諏訪郡富士見町富士見3290ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023-1

- 3 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|---------|------|
| (株)綿半Jマート | 午前9時30分 | 午後8時 |

(変更後)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------|------|------|
| (株)綿半Jマート | 午前7時 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| | 変更前 | 変更後 |
|---|-----------------|--------------------|
| 1 | 午前9時から午後9時30分まで | 午前6時30分から午後9時30分まで |

- 4 変更する年月日

令和2年8月1日

- 5 届出年月日

令和2年7月17日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

- 7 縦覧の期間

令和2年8月17日から令和2年12月17日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

令和2年8月11日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年8月17日

長野県上伊那地域振興局長 佐藤 公俊

農地整備課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号のイに規定する審査(以下「技能検定員審査」という。)及び第99条の3第4項第1号のイに規定する審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり行います。

令和2年8月17日

長野県公安委員会

- 1 審査の種類、期日及び場所

- (1) 技能検定員審査

| 種類 | 期日 | 場所 |
|--|---|------------------------------------|
| 技能検定員審査 (普通) (中型) (準中型) (牽引) (大型二種) (中型二種) (普通二種) | 令和2年9月23日(水)から 令和2年10月2日(金)までの間において、審査申請書の提出時に指定する日時 | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター |

- (2) 教習指導員審査

| 種類 | 期日 | 場所 |
|---|---|------------------------------------|
| 教習指導員審査 (普通) (中型) (準中型) (牽引) (普自二) (大型二種) (中型二種) (普通二種) | 令和2年9月23日(水)から 令和2年10月2日(金)までの間において、審査申請書の提出時に指定する日時 | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター |

2 審査項目、審査細目及び審査方法

(1) 技能検定員審査（普通、中型、準中型及び牽引）

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法 |
|------------|--|--|
| 技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行います。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行います。 |
| 技能検定に関する知識 | 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | |
| | 技能検定の実施に関する知識 | 面接試験又は論文式の筆記試験により行います。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | |

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種及び普通二種）

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法 |
|------------|--|-------------------------------|
| 技能検定に関する技能 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「運転代行業」という。）に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 論文式の筆記試験により行います。 |

(3) 教習指導員審査（普通、中型、準中型、牽引及び普自二）

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法 |
|----------|---|-------------------------------|
| 教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行います。 |
| | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行います。 |
| | 自動車の運転に関する知識の教習に必要な教習の技能 | |
| 教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | |
| | 教習指導員として必要な教育についての知識 | 面接試験又は論文式の筆記試験により行います。 |

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種及び普通二種）

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法 |
|----------|----------------------------|-------------------------------|
| 教習に関する知識 | 旅客運送事業及び運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行います。 |

3 申請手続

(1) 審査の申請

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、必要な事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼付した審査申請書に、次に掲げる書類を添付して、(2)の申請期間内に長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課（以下「東北信運転免許課」という。）へ提出してください。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

(2) 申請期間

令和2年8月17日(月)から令和2年9月4日(金)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 審査手数料

審査手数料は、次に掲げる額（規則第17条の規定により審査細目についての審査を免除される者にあつては、次に掲げる額から長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減じた額）を、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 技能検定員審査

| 種 類 | 手数料の額 |
|--------------------------|---------|
| 技能検定員審査（普通） | 19,500円 |
| 技能検定員審査（中型又は準中型） | 23,400円 |
| 技能検定員審査（牽引） | 14,700円 |
| 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種） | 6,950円 |

イ 教習指導員審査

| 種 類 | 手数料の額 |
|--------------------------|---------|
| 教習指導員審査（普通） | 11,850円 |
| 教習指導員審査（中型又は準中型） | 14,550円 |
| 教習指導員審査（牽引又は普自二） | 9,650円 |
| 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種） | 3,300円 |

4 その他

- 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参してください。
- この審査手続について不明な事項は、東北信運転免許課（電話 026-292-2345 内線 231）にお問い合わせください。

東北信運転免許課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月17日

長野県工業技術総合センター所長 宮 嶋 隆 司

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
- 物品等の特質
仕様書によります。
- 納入期限
別表のとおり

(4) 納入場所

長野市若里1-18-1
長野県工業技術総合センター 材料技術部門

(5) 入札方法

別表の調達する物品ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話番号 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課
電話番号 026 (235) 7079

上記の場所のほか、次のアドレスからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/yoshiki.html>

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和2年9月25日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県会計局契約・検査課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札申込書を、令和2年9月24日（木）午後5時までに(3)のイの場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

また、技術資料等を、令和2年9月16日(水)午後3時までに次の場所へ提出してください。

長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 材料技術部門

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

| 番号 | 調達する物品 | 数量 | 入札及び開札の日時 | 納入期限 |
|----|-----------------|----|--------------------------|--------------|
| 1 | 電子プローブマイクロアナライザ | 一式 | 令和2年9月28日(月) 午前10時00分 | 令和3年3月26日(金) |
| 2 | 機械的機能評価試験機 | 一式 | 令和2年9月28日(月) 午前10時20分 | 令和3年3月26日(金) |
| 3 | 3Dデジタイジング装置 | 一式 | 令和2年9月28日(月) 午前10時40分 | 令和3年3月26日(金) |
| 4 | 分析走査電子顕微鏡 | 一式 | 令和2年9月28日(月) 午前11時00分 | 令和3年3月30日(火) |
| 5 | 精密試料作製装置 | 一式 | 令和2年9月28日(月) 午前11時20分 | 令和3年3月30日(火) |

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:

As described in the appendix

(2) Delivery deadline:

As described in the appendix

(3) Delivery location:

Nagano Prefecture General Industrial Technology Center
Material Technology Department
1-18-1 Wakasato, Nagano City, Nagano Prefecture 380-0928 Japan
Tel:+81-26-226-2812(Japanese only)

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Accounting Bureau,
Contract and Audit Division
692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano Prefecture 380-8570 Japan
Tel:+81-26-235-7079

(5) Bid opening:

Date and time: As described in the appendix
Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline: Friday, September 25, 2020, 5:00 p.m.(JST)
Mailing address: Nagano Prefectural Government
Accounting Bureau
Contract and Audit Division

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Office)

Appendix

| Procurement Number | Product to be Procured | Quantity | Tendering and Bid Opening Date and Time | Delivery Deadline |
|--------------------|---|----------|---|-------------------------|
| 1 | Electron Probe Microanalyzer | 1 set | Monday, September 28, 2020, 10:00 a.m.(JST) | Friday, March 26, 2021 |
| 2 | Mechanical Testing System | 1 set | Monday, September 28, 2020, 10:20 a.m.(JST) | Friday, March 26, 2021 |
| 3 | 3D Digitizing System | 1 set | Monday, September 28, 2020, 10:40 a.m.(JST) | Friday, March 26, 2021 |
| 4 | Analytical Scanning Electron Microscope | 1 set | Monday, September 28, 2020, 11:00 a.m.(JST) | Tuesday, March 30, 2021 |
| 5 | Precision Sample Preparation Equipment | 1 set | Monday, September 28, 2020, 11:20 a.m.(JST) | Tuesday, March 30, 2021 |

産業技術課